

## ① 医師等の従事者の常勤配置及び 専従要件に関する要件の緩和

### 第1 基本的な考え方

医師等の医療従事者の柔軟な働き方に対応する観点から、常勤配置に係る要件及び専従要件を見直す。

### 第2 具体的な内容

1. 週3日以上かつ週24時間以上の勤務を行っている複数の非常勤職員を組み合わせた常勤換算でも配置可能としている項目について、週3日以上かつ週22時間以上の勤務を行っている複数の非常勤職員を組み合わせた常勤換算で配置可能とする。
2. 医師については、複数の非常勤職員を組み合わせた常勤換算でも配置可能とする項目を拡大する。

現 行	改定案
<p>【緩和ケア診療加算】 [施設基準]</p> <p>(1) 当該保険医療機関内に、以下の4名から構成される緩和ケアに係るチームが設置されていること。</p> <p>ア 身体症状の緩和を担当する専任の常勤医師</p> <p>イ 精神症状の緩和を担当する専任の常勤医師</p> <p>ウ 緩和ケアの経験を有する専任の常勤看護師</p> <p>エ 緩和ケアの経験を有する専任の薬剤師</p> <p>なお、アからエまでのうちいずれか1人は専従であること。ただし、当該緩和ケアチームが診察する患者数が1日に15人以内である場合は、いずれも専任で差し支えない。</p> <p>また、緩和ケア診療加算の注2</p>	<p>【緩和ケア診療加算】 [施設基準]</p> <p>(1) 当該保険医療機関内に、以下の4名から構成される緩和ケアに係るチームが設置されていること。</p> <p>ア 身体症状の緩和を担当する専任の常勤医師</p> <p>イ 精神症状の緩和を担当する専任の常勤医師</p> <p>ウ 緩和ケアの経験を有する専任の常勤看護師</p> <p>エ 緩和ケアの経験を有する専任の薬剤師</p> <p>なお、アからエまでのうちいずれか1人は専従であること。ただし、当該緩和ケアチームが診察する患者数が1日に15人以内である場合は、いずれも専任で差し支えない。</p> <p>また、緩和ケア診療加算の注2</p>

<p>に規定する点数を算定する場合には、以下の4名から構成される緩和ケアチームにより、緩和ケアに係る専門的な診療が行われていること。</p> <p>ア 身体症状の緩和を担当する常勤医師</p> <p>イ 精神症状の緩和を担当する医師</p> <p>ウ 緩和ケアの経験を有する看護師</p> <p>エ 緩和ケアの経験を有する薬剤師</p> <p>(3) (1)のアに掲げる医師は、悪性腫瘍患者又は後天性免疫不全症候群の患者を対象とした症状緩和治療を主たる業務とした3年以上の経験を有する者であること。</p>	<p>に規定する点数を算定する場合には、以下の4名から構成される緩和ケアチームにより、緩和ケアに係る専門的な診療が行われていること。</p> <p>ア 身体症状の緩和を担当する常勤医師</p> <p>イ 精神症状の緩和を担当する医師</p> <p>ウ 緩和ケアの経験を有する看護師</p> <p>エ 緩和ケアの経験を有する薬剤師</p> <p>(3) (1)のアに掲げる医師は、悪性腫瘍患者又は後天性免疫不全症候群の患者を対象とした症状緩和治療を主たる業務とした3年以上の経験を有する者であること。<u>また、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師（悪性腫瘍患者又は後天性免疫不全症候群の患者を対象とした症状緩和治療を主たる業務とした3年以上の経験を有する医師に限る。）を2名組み合わせることにより、常勤医師の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤医師が配置されている場合には、当該2名の非常勤医師が緩和ケアチームの業務に従事する場合に限り、当該基準を満たしていることとみなすことができる。</u></p> <p>※ (1)のイに掲げる医師についても同様。</p> <p>※ <u>栄養サポートチーム加算、感染防止対策加算、抗菌薬適正使用支援加算についても同様。</u></p>
---	---

3. 看護師については、外来化学療法加算について、非常勤職員でも配置可能とする。

現 行	改定案
<p>【外来化学療法加算 1】 [施設基準] 化学療法の経験を5年以上有する専任の常勤看護師が化学療法を実施している時間帯において常時当該治療室に勤務していること。</p>	<p>【外来化学療法加算 1】 [施設基準] 化学療法の経験を5年以上有する専任の看護師が化学療法を実施している時間帯において常時当該治療室に勤務していること。</p> <p>※ 外来化学療法加算 2 についても同様。</p>

4. 専従要件について、専従を求められる業務を実施していない勤務時間において、他の業務に従事できる項目を拡大する。

現 行	改定案
<p>【ウイルス疾患指導料（注2）】 [施設基準] □ 当該保険医療機関内に当該療養を行うにつき十分な経験を有する専従の看護師が配置されていること。</p> <p>【障害児（者）リハビリテーション料】 [施設基準] (3) ア又はイのいずれかに該当していること。 ア 専従の常勤理学療法士又は常勤作業療法士が合わせて2名以上勤務していること。 イ 専従の常勤理学療法士又は常勤作業療法士のいずれか1名以上及び障害児（者）リハビリテーションの経験を有する専従の常勤看護師1名以上が合わせて2名以上が勤務していること。 ただし、ADL維持向上等体制加算、回復期リハビリテーション病棟入院料及び地域包括ケア病棟入院料を算定する病棟並びに地域包括ケア入院医療管理料を算定する病室を有する病棟における常勤</p>	<p>【ウイルス疾患指導料（注2）】 [施設基準] □ 当該保険医療機関内に当該療養を行うにつき十分な経験を有する専任の看護師が配置されていること。</p> <p>【障害児（者）リハビリテーション料】 [施設基準] (3) ア又はイのいずれかに該当していること。 ア 専従の常勤理学療法士又は常勤作業療法士が合わせて2名以上勤務していること。 イ 専従の常勤理学療法士又は常勤作業療法士のいずれか1名以上及び障害児（者）リハビリテーションの経験を有する専従の常勤看護師1名以上が合わせて2名以上が勤務していること。 ただし、ADL維持向上等体制加算、回復期リハビリテーション病棟入院料及び地域包括ケア病棟入院料を算定する病棟並びに地域包括ケア入院医療管理料を算定する病室を有する病棟における常勤</p>

従事者との兼任はできないが、心  
大血管疾患リハビリテーション料  
（Ⅰ）又は（Ⅱ）、脳血管疾患等  
リハビリテーション料（Ⅰ）、  
（Ⅱ）又は（Ⅲ）、廃用症候群リ  
ハビリテーション料（Ⅰ）、  
（Ⅱ）又は（Ⅲ）、運動器リハビ  
リテーション料（Ⅰ）又は（Ⅱ）  
及び呼吸器リハビリテーション料  
（Ⅰ）又は（Ⅱ）における常勤従  
事者との兼任は可能であること。  
なお、週3日以上常態として勤務  
しており、かつ、所定労働時間が  
週24時間以上の勤務を行っている  
専従の非常勤理学療法士、非常勤  
作業療法士又は非常勤看護師（障  
害児（者）リハビリテーションの  
経験を有する看護師に限る。）を  
それぞれ2名以上組み合わせること  
により、常勤理学療法士、常勤  
作業療法士又は常勤看護師の勤務  
時間帯と同じ時間帯にこれらの非  
常勤理学療法士、非常勤作業療法  
士又は非常勤看護師がそれぞれ配  
置されている場合には、これらの  
非常勤理学療法士、非常勤作業療  
法士又は非常勤看護師の実労働時  
間を常勤換算し常勤理学療法士  
数、常勤作業療法士数又は常勤看  
護師数にそれぞれ算入することが  
できる。ただし、常勤換算し常勤  
理学療法士数、常勤作業療法士数  
又は常勤看護師数に算入すること  
ができるのは、常勤配置のうちそ  
れぞれ1名までに限る。

従事者との兼任はできないが、心  
大血管疾患リハビリテーション料  
（Ⅰ）又は（Ⅱ）、脳血管疾患等  
リハビリテーション料（Ⅰ）、  
（Ⅱ）又は（Ⅲ）、廃用症候群リ  
ハビリテーション料（Ⅰ）、  
（Ⅱ）又は（Ⅲ）、運動器リハビ  
リテーション料（Ⅰ）又は（Ⅱ）  
及び呼吸器リハビリテーション料  
（Ⅰ）又は（Ⅱ）における常勤従  
事者との兼任は可能であること。  
また、当該保険医療機関におい  
て、疾患別リハビリテーション  
（心大血管疾患リハビリテーショ  
ンを除く。）、障害児（者）リハ  
ビリテーション及びがん患者リハ  
ビリテーションが行われる時間が  
当該保険医療機関の定める所定労  
働時間に満たない場合には、当該  
リハビリテーションの実施時間以  
外に他の業務に従事することは差  
し支えない。なお、週3日以上常  
態として勤務しており、かつ、所  
定労働時間が週22時間以上の勤務  
を行っている専従の非常勤理学療  
法士、非常勤作業療法士又は非常  
勤看護師（障害児（者）リハビリ  
テーションの経験を有する看護師  
に限る。）をそれぞれ2名以上組  
み合わせることにより、常勤理学  
療法士、常勤作業療法士又は常勤  
看護師の勤務時間帯と同じ時間帯  
にこれらの非常勤理学療法士、非  
常勤作業療法士又は非常勤看護  
師がそれぞれ配置されている場合  
には、これらの非常勤理学療法士、  
非常勤作業療法士又は非常勤看護  
師の実労働時間を常勤換算し常勤  
理学療法士数、常勤作業療法士数  
又は常勤看護師数にそれぞれ算入  
することができる。ただし、常勤  
換算し常勤理学療法士数、常勤作  
業療法士数又は常勤看護師数に算  
入することができるのは、常勤配

	<p>置のうちそれぞれ1名までに限る。</p> <p>※ <u>がん患者リハビリテーション料</u> <u>についても同様。</u></p>
--	--